

令和8年9月18日

第3期村上市地域福祉計画・地域福祉活動計画 「体系図案」の作成方針及び作成経緯

【体系図の作成方針】

第3期村上市地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系図案は、第2期計画を全面的に改めるのではなく、その基本的な方向性を継承しながら、各種調査から把握した地域課題、現行計画の進捗状況、国の制度動向及び社会情勢の変化を反映するとともに、令和8年度に策定を進めている村上市総合計画基本構想(素案)に示された福祉関連の考え方との整合を図る方針で作成しました。

課題の把握にあたっては、次の調査等を活用しました。

- ・市民アンケート
- ・中高生アンケート
- ・住民座談会
- ・関係機関・団体アンケート
- ・小中学校アンケート
- ・第2期計画の進捗状況

第2期計画を土台として、引き続き必要な項目は継承し、現在の課題に応じて、表現の修正、新たな視点の追加、施策の拡充・重点化及び再編を行いました。

なお、第3期計画の体系図案は、計画全体の骨格を分かりやすく示すため、基本理念、基本目標及び施策の方向で構成し、個別の具体的実施プランは掲載しない形と考えております。

主な取組については、今後、関係部署及び社会福祉協議会との協議を踏まえ、計画冊子本文において整理します。

【体系図案の作成経緯】

①第2期計画の体系を土台とした見直し

第2期計画の体系を基本としつつ、第3期計画では、次の構成に見直しました。

基本理念 ⇒ 基本目標 ⇒ 施策の方向

見直しにあたっては、次の区分で整理しました。

区分	内 容
継承	第2期計画の考え方や施策を引き続き位置付けるもの
修正	趣旨を維持しながら、名称や表現を見直すもの
追加	新たな課題や視点を加えるもの
拡充	対象や取組の方向を広げるもの
再編	項目の移動、分離又は統合を行うもの

②各種調査を横断した課題整理

各調査は対象者や調査方法が異なるため、回答数を単純に比較するのではなく、複数の調査で共通して挙げられた内容や、地域・学校・支援現場から具体的に示された意見を横断的に整理しました。

その結果、特に重点的に取り組む必要がある課題を、次の5項目に整理しました。

1. 支援を必要とする人の早期把握と支援への接続
2. 相談窓口の周知と、分かりやすく相談しやすい体制の整備
3. 誰もが気軽に集まり、つながることのできる居場所づくり
4. 多機関・多職種の連携による包括的な支援体制の強化
5. こども・若者及び子育て家庭への切れ目のない支援

キーワード	主な視点
つかむ	支援を必要とする人や地域課題を早期に把握する
伝える	必要な人に相談窓口や福祉サービスの情報を届ける
交わる	多世代・多様な住民が交流できる機会をつくる
つながる	市民、地域、市、社会福祉協議会及び関係機関をつなぐ
支える	本人や世帯の状況に応じて継続的に支援する
護る	権利擁護、防災、消費者被害防止等により暮らしを守る
募る	地域福祉活動の担い手や協力者を増やす

これらの課題と視点について、市、社会福祉協議会、市民・地域、関係機関・団体及び事業所等の役割を意識しながら、体系図案に位置付けました。

【新たに設定した調査項目の結果を踏まえた取組の重点化】

今回のアンケートでは、ひきこもりやヤングケアラー等に関する設問を新たに設け、本人や世帯が抱える課題の把握に努めました。

これらの調査結果を踏まえ、基本目標1に「孤立を防ぎ、必要な支援につなげる仕組みづくり」を追加し、自ら相談することが難しい人や声をあげにくい人に対する早期把握、アウトリーチ及び伴走支援の方向性を明確にしました。

また、ヤングケアラーについては、子ども本人への支援だけでなく、家庭や世帯全体が抱える複合的な課題として捉え、子ども・若者及び子育て分野と、包括的な相談支援が連携して対応する方向で整理しました。あわせて、消費生活相談で把握した契約トラブルや消費者被害の背景に、認知症、障がい、生活困窮、孤立などの福祉課題がある場合を想定し、総合相談室、消費生活センター、地域包括支援センター等の庁内関係部署が連携し、必要な支援につないでいます。今後も、この連携を継続・強化する視点を体系図案に反映しました。

【国の制度動向及び社会情勢の変化の反映】

第2期計画（令和4年3月）策定後の制度動向及び社会情勢の変化を踏まえ、主に次の視点を追加又は強化しております。

①孤独・孤立への対応

令和6年4月の孤独・孤立対策推進法の施行等を踏まえ、孤独・孤立の予防、早期把握及び必要な支援への接続に向けて、日常的なつながりづくりや居場所づくりの視点を強化しました。

②包括的・重層的な支援体制の強化

制度の狭間や、複雑化・複合化した課題に対応するため、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の分野を超えた相談支援と、多機関・多職種の連携を強化する視点を追加しました。

③デジタル化の進展と情報格差への対応

行政手続や情報収集のオンライン化が進む一方、高齢者をはじめ、デジタル機器の利用に不慣れな人が必要な情報から取り残されることのないよう、紙媒体、対面、電話、デジタル媒体等を組み合わせた情報提供及び相談方法の充実を図る視点を加えました。

④認知症基本法の施行を踏まえた取組

令和6年1月の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を踏まえ、認知症の人を含む一人ひとりの意思と権利が尊重され、地域の中で自分らしく生活し、社会参加できる環境づくりの視点を強化しました。

⑤ひきこもり、8050問題※等への対応

ひきこもりや8050問題等は、本人だけでなく、家族や世帯全体に複合的な課題が生じる場合があります。このため、支援を必要とする人の早期把握、訪問等により支援を届けるアウトリーチ及び本人との関係を保ちながら継続的に支える伴走支援の視点を強化しました。

※80歳代の高齢の親が、ひきこもり状態などにある50歳代の子どもの生活を支えている世帯が抱える問題をいいます。

⑥ヤングケアラー等への対応

令和5年4月のこども家庭庁の発足及びこども基本法の施行等を踏まえ、ヤングケアラーをはじめ、支援につなぐにくい子ども・若者及びその家庭への切れ目のない支援を重視しました。